

# DISCLOSURE

ディスクロージャー

2021

50<sup>th</sup>  
ANNIVERSARY  
ItsuItsudō

おかげさまで50周年！  
つなかりの輪を大切に



理事長と令和3年度新入職員



あなたの街のコミュニティバンク

青森県信用組合

## ごあいさつ



理事長 堀内 元博

皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合は令和3年7月、創立50周年を迎えます。これもひとえに、皆さま方のあたたかいご支援とご愛顧の賜物と深く感謝申し上げます。

この度、当組合の現状(令和2年度第50期)についてディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌をご高覧いただき、皆さまの当組合に対するご理解をさらに深めていただければ幸いに存じます。

ご承知のとおり、令和2年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、経済活動は停滞し、前半は大幅な落込みとなりました。その後、国の補正予算の効果も相まって、持ち直しの動きが見られましたが、経済の水準はコロナ前を下回って推移し、年間を通して厳しい状況が続きました。

この間、青森県経済も、サービス消費を中心に引き続き厳しい状態が続く中、スーパーやホームセンター等では、在宅期間の長期化などを背景に堅調となっています。全体としては、生産活動は緩やかに増加しているものの、高水準が続いていた雇用情勢にも悪化が見られ県内全体では低調に推移しました。

このような情勢下、私ども青森県信用組合は、地域の協同組織金融機関として、「持続可能な収益性と将来にわたる健全性の確保」の実現を目指し、これまで以上に地域の皆様への円滑な資金供給とコンサルティング機能の発揮に努め、地域経済の活性化・発展に尽力する所存でございます。

今後とも、より一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

## 事業方針

### ■経営理念

「相互扶助の精神に基づき、組合員の繁栄と地域社会の発展に貢献する」を合言葉に、「けんしんよう」は、地元に根ざした協同組織金融機関として、皆さまに愛され、皆さまとご一緒に歩んでまいります。

### ■経営方針

#### 1. 健全経営

健全経営を堅持し、ふれあいを大切に、心のこもった質の高い金融サービスで、最も信頼される「信用組合」を目指しております。

#### 2. 地域密着

最も親近感あふれる金融機関として、地域活動に積極的に支援・参加し、地域と共に歩み、地域経済の発展に貢献することを目指しております。

#### 3. 職場活力

仕事を通じ、各職員が自己実現を図れるような、活力ある明るい職場づくりを目指しております。

### ■令和3年度業務基本方針

経営基盤(体質)の強化を念頭に次の6点を基本方針としております。

1 収益力の強化

2 経営の効率化

3 資産の健全化

4 中小規模事業者に対する  
信用供与の円滑化

5 コンプライアンスの徹底

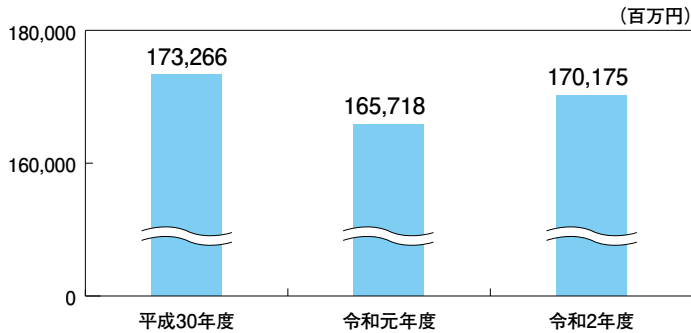
6 リスク管理の強化、徹底

## 経営環境・事業概況

令和2年度の青森県経済は、新型コロナの感染拡大が幅広い分野に影響を及ぼし、経済は急速に悪化しました。その後は経済活動再開や国・県および市町村などの支援策により、生産面や個人消費に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナの感染拡大の収束はみられず、観光関連産業や飲食業等では厳しい営業環境が続くなど、県全体では総じて低調に推移しました。

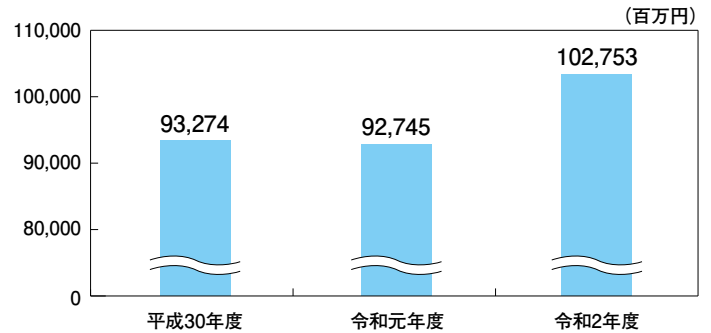
このような経営環境にあって、当組合では、今後とも経営基盤をより強化するとともに、円滑な資金供給やコンサルティング機能の発揮を通じ、地域経済の活性化や生産性向上等に向け積極的に取組むなど、地域に密着した経営方針のもと、地元中小規模事業者の皆さま並びに住民の皆さまを中心に「ふれあいのけんしんよう」として事業を展開してまいりました。その結果、当組合の業績は次のとおりとなりました。

### ■預金残高 44億57百万円増加



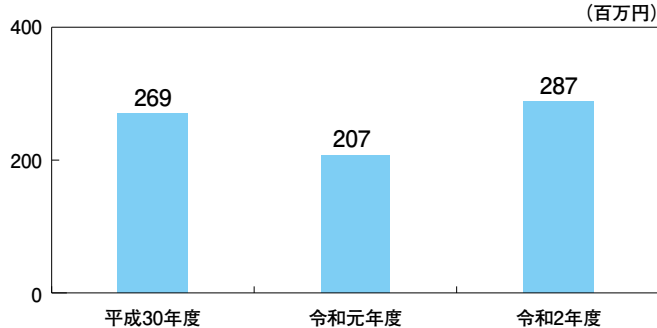
預金残高は、個人預金が減少したものの、法人預金が増加したことから、前期末比44億57百万円増加の1,701億75百万円となりました。

### ■貸出金残高 100億7百万円増加



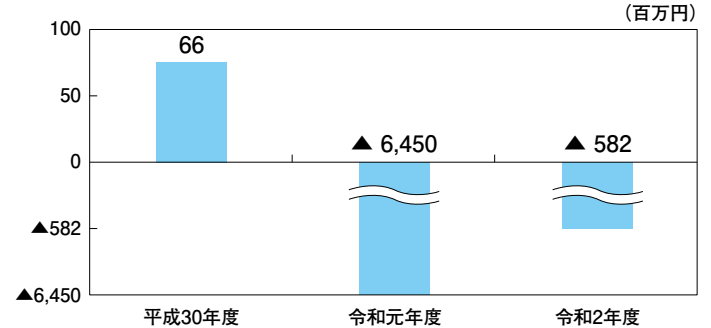
貸出金残高は、個人ローンが減少したものの、事業向け貸出や公共貸出が増加したことから、前期末比100億7百万円増加の1,027億53百万円となりました。

### ■コア業務純益 80百万円増益



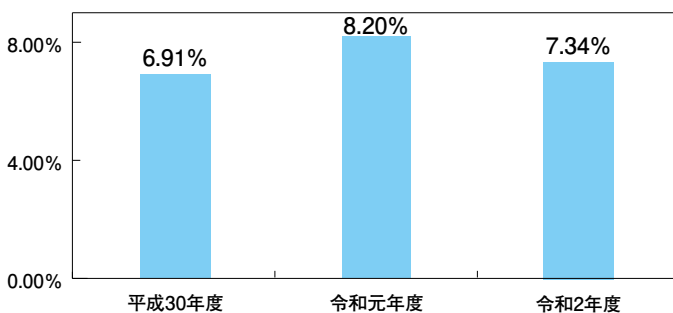
コア業務純益は、預金・貸出金・為替業務などによる、金融機関としての本来業務による利益を表し、前期末比80百万円増益の2億87百万円となりました。

### ■当期純利益 58億67百万円増益



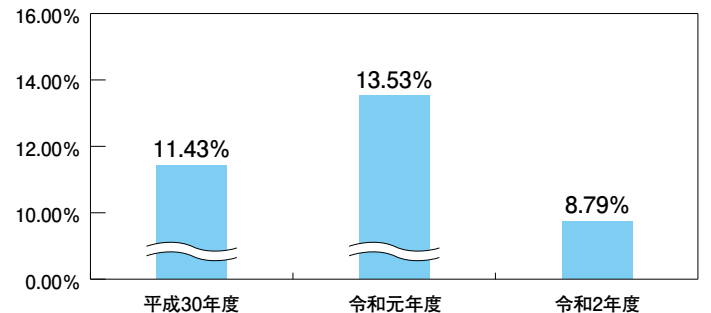
当期純利益は、有価証券の減損処理により前期末比58億67百万円増益の▲5億82百万円となりました。

### ■自己資本比率 0.86ポイント低下



自己資本比率は、7.34%となり、国内基準である4%を上回っております。今後も、引き続き自己資本の充実を図り、安全性・健全性の向上に努めてまいります。

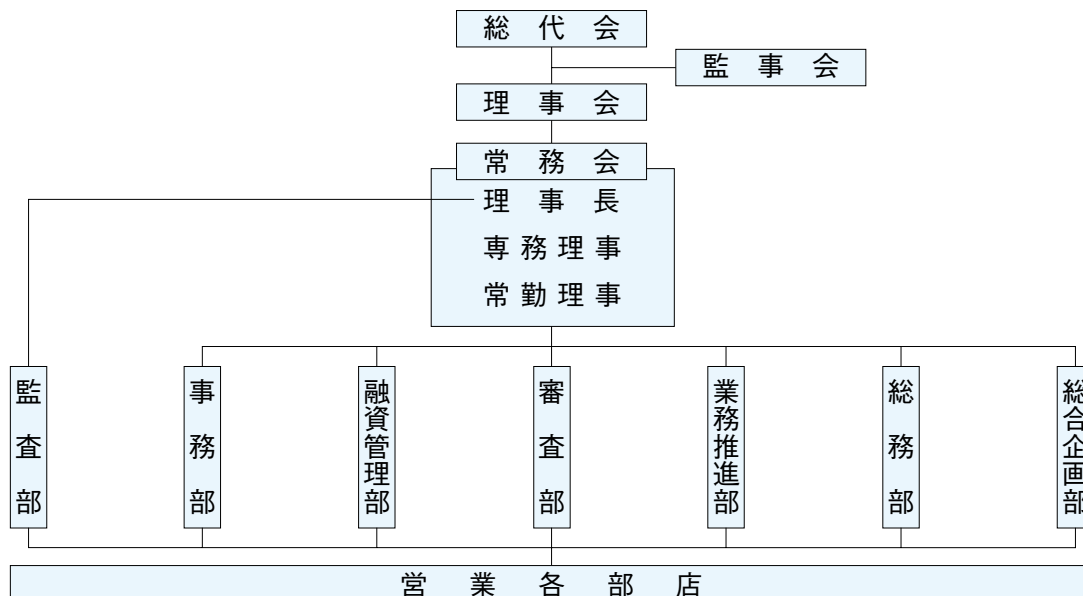
### ■不良債権比率 4.74ポイント改善



不良債権比率は、前期末比4.74ポイント改善の8.79%となりました。また、金融再生法に基づく不良債権の保全率は、96.22%となり、ほぼ全額保全されております。

## 事業の組織

(令和3年6月30日現在)



## 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) (令和3年6月30日現在)

理事長／堀内 元博	理事／一戸 久男
専務理事／岩岡 高德	理事／根市 勲
常勤理事／佐々木 修	理事／石亀 盛稔
常勤理事／古川 利彦	理事／下久保 淳一
理事／米谷 晴蔵	理事／松宮 俊吉
理事／畑中 和紀	常勤監事／井上 孝志
理事／関 全彦	員外監事／西村 晴夫
理事／中村 憲一	監事／畠山 省三

注) 当組合は、職員出身者以外の理事9名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

## 組合員の推移

(単位:人)

区分	令和元年度末	令和2年度末
個人	107,591	106,586
法人	4,828	4,804
合計	112,419	111,390

## 青森県信用組合50年のあゆみ(沿革)

- 昭和46年7月／青森県信用組合設立(三戸信用組合、東青信用組合、七戸信用組合、三沢信用組合、西北信用組合、中弘信用組合の県内6信用組合合併)  
白鳥大八氏理事長就任  
・設立時の状況(昭和46年6月30日)  
預金 16,092百万円  
貸出金 11,892百万円
- 昭和49年9月／黒石支店開設
- 昭和55年6月／新城支店開設
- 昭和57年10月／預金オンライン稼働
- 昭和59年8月／為替オンライン稼働(全銀内国為替制度加盟)
- 昭和62年6月／キャラクターとして「プリン&モップ」を採用  
7月／融資オンライン稼働
- 平成元年8月／全国の信用組合とのCD相互利用(SANCS)取扱開始
- 平成2年7月／全国の都銀、地銀とのCD相互利用(MICS)取扱開始
- 平成3年10月／むつ信用組合と合併
- 平成4年6月／中央支店開設(柳町支店、堤支店統合)
- 平成5年4月／関連会社「けんしんよう信用保証(株)」設立
- 平成6年5月／けんしんよう年金友の会「沙羅」発会  
10月／SKC(しんくみ全国共同センター)加盟
- 平成8年10月／CDキャッシング代金代払業務開始
- 平成11年5月／インターネット上にホームページ開設
- 平成12年3月／デビットカードサービスの開始
- 平成13年6月／インターネットバンキング・モバイルバンキングを開始
- 平成14年10月／全国の加盟信用組合相互のATM利用手数料無料提携「しんくみお得ネット」の取扱開始
- 平成17年1月／決済用預金(無利息型普通預金)の取扱開始
- 平成18年2月／全国の第二地銀、信用金庫、労働金庫及び他信用組合との「ATM相互入金業務」の取扱開始
- 平成25年2月／でんさいネットサービスの開始
- 平成27年5月／第6次オンラインシステム稼働
- 平成28年9月／弘前支店新築オープン
- 平成30年4月／青森銀行とのATM相互入金サービス取扱開始  
6月／堀内元博氏理事長就任
- 令和3年7月／創立50周年



# 総代会について

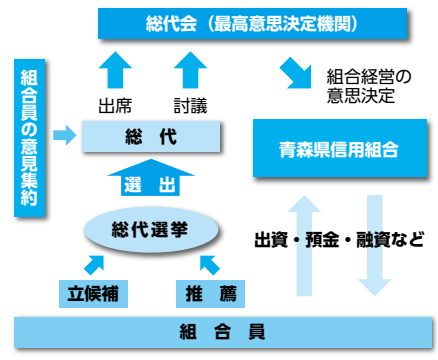
## 総代会の仕組みと役割

信用組合は、出資者である組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し、金融の円滑化と組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することができます。

しかし、当組合では組合員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しております。

総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する組合の最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選出された総代により運営されております。

総代会は、毎事業年度終了後の6月に通常総代会が開催され、また、必要に応じて臨時総代会が開催されます。



## 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

### (1) 総代の選出方法

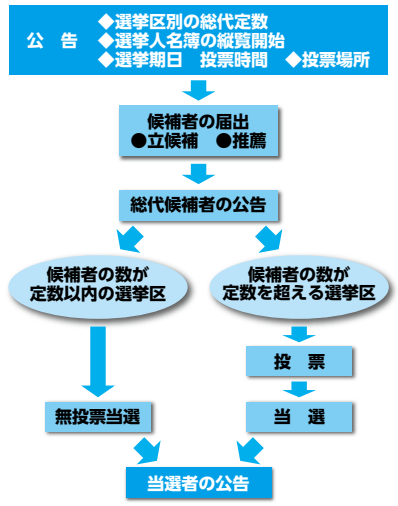
総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方若しくは地区内の組合員から推薦された方の中から、その地区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者(推薦を含む。))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っていません。

### (2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区を6つの区に分け、総代の選出を行っております。

総代の定数は、120人以上150人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております(令和3年6月30日現在の総代数149人、組合員数111,259人)。



## 総代会の決議事項等の議事概要

令和3年6月11日開催の第50回通常総代会において、次の決議事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

- 報告事項
  - 第50期事業報告
- 決議事項
  - 第1号議案 第50期貸借対照表、損益計算書及び損失処理(案)承認の件
  - 第2号議案 第51期事業計画の設定並びに収支予算(案)承認の件
  - 第3号議案 定款の一部変更の件
  - 第4号議案 組合員除名に関する件

## 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(令和3年6月30日現在)

選挙区	対象地区	総代定数	総代数	総代氏名
第1区	八戸市 三戸郡	21	21	松尾 晃和 武士澤 勝義 坂本 勝克 武士澤 弘美 小原 新平 相内 洋夫
				小坂 章 菊池 貞三郎 村下 政拓 助川 岩雄 根市 裕明 本田 篤
				榑山 武浩 瀨川 金悦 小島 喜久男 釜淵 清嗣 坂本 美洋 澤口 幸男
				田中 京子 中野 武美 川口 尚人
第2区	三沢市 十和田市 上北郡	30	29	大竹 正美 小山田 春三郎 江渡 信貴 古内 秀典 後澤 寿雄 米内山 正義
				中岫 喜宣 中村 吉文 田中 忠則 田島 政義 蛭名 悟敏 和田 竹千代
				蛭名 商栄 盛田 亮悦 山本 豊見 佐々木 伸芳 附田 久志 西舘 勉
				田中 修 浪岡 豊 五日市 肇 林 光利 小向 洋五郎 川口 元
第3区	青森市 東津軽郡	42	42	成田 俊幸 山上 一 対馬 彰 珍田 裕之 金子 幸恵 工藤 賀津夫
				木立 光正 奥崎 昭雄 徳差 栄 足立 弘長 高坂 正次 小塚 武雄
				武内 寿夫 中村 直人 中山 紀子 沼田 智光 小笠原 清隆 佐藤 良一
				伊藤 文隆 黒滝 孝 齋藤 忠幸 吉川 健一 松江 康代 境 弘邦
第4区	弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡 南津軽郡	17	17	松野 ミツ 渋谷 優 七尾 潔 小川 正美 大井 亮 石井 新也 加藤 郁男
				熊谷 治喜 山崎 和穂 正木 聡子 船水 勝則 平田 榮一 神 浩二
				成田 正義 石田 豊章 太田 匠 成田 理 一戸 繁輝 福井 清
				佐々木 武一 福澤 保 齊藤 良三 成田 浩斉 松宮 賢治 高樋 憲
第5区	五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡	13	13	宮本 敦 工藤 兼義 木立 慶次 山口 正一 對馬 学
				乗田 孝一 安田 聖道 菊池 誠一 増田 清則 和島 隆志 齊藤 和博
				小田桐 喜吉 山中 政広 石岡 博次 渡辺 屋城 田中 正治 鈴木 秀夫
				嶋野 淳一
第6区	むつ市 下北郡	27	27	磯沼 睦夫 川島 明 菊池 正光 馬場 重利 吉原 朋治 杉山 幹彦
				高橋 正一 石橋 彰 菊池 一幸 下斗米 明子 石塚 郁大 川西 宏樹
				相内 祥一 橋本 大輔 棟方 和洋 館岡 清貴 前川原 亨 菊池 茂
				濱中 省三 板井 一丸 吉田 卓巧 山崎 隆一 渡辺 浩一 三浦 庸一
合計		150	149	

## 総代の属性別構成比

(令和3年6月30日現在)

職業別	個人2.0%、個人事業主12.7%、法人役員85.2%
年代別	50歳代以下18.1%、60歳代29.5%、70歳代42.2%、80歳代以上10.0%
業種別	製造業6.1%、不動産業4.1%、卸売業・小売業13.7%、建設業27.4%、運輸業4.1%、その他サービス業44.5%

※業種別は、個人事業主、法人役員に限る。

## リスク管理体制

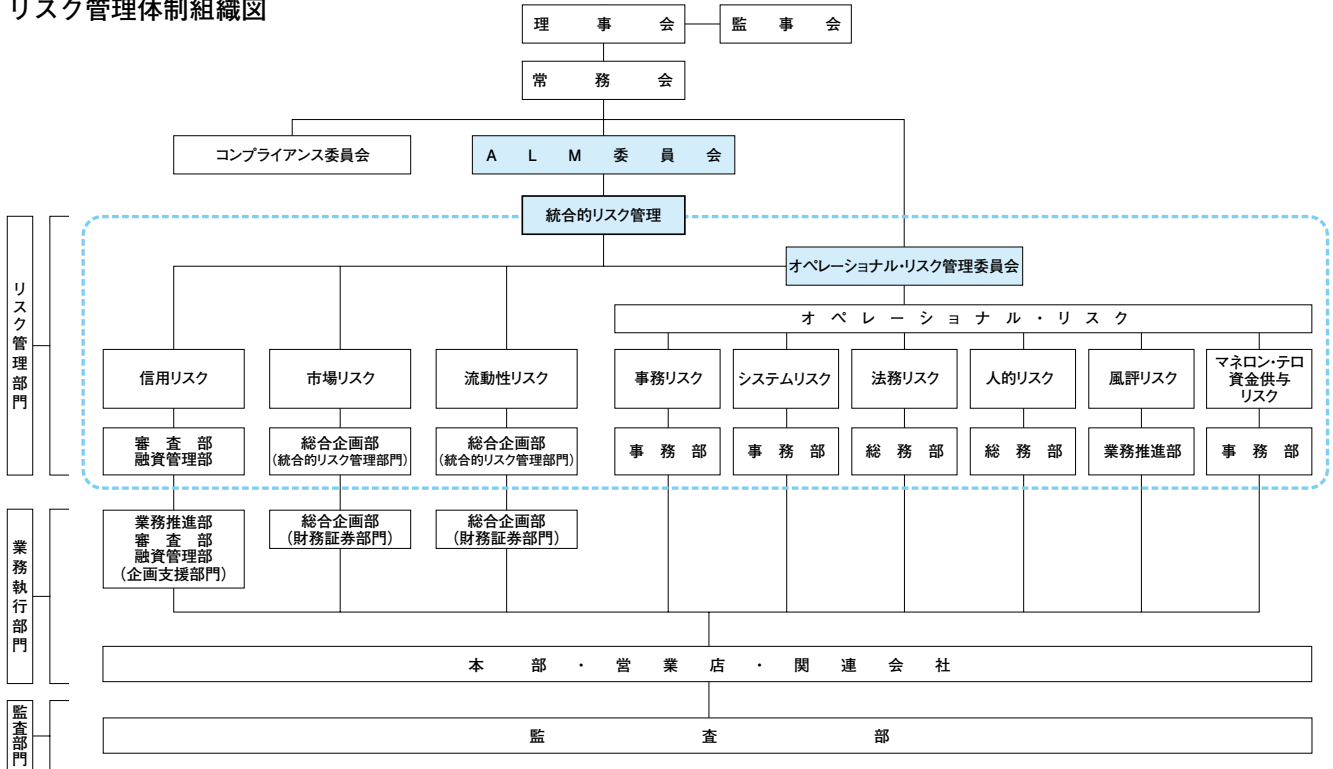
### ●リスク管理体制

金融環境の変化や金融技術の高度化などに伴い、金融機関が直面しているリスクは多様化・複雑化しており、これらのリスクを適確に把握し対応していくことが金融機関経営の重要な課題となっています。

当組合では、「ALM委員会」および「オペレーショナル・リスク管理委員会」を設置しており、各リスクをより正確に把握・分析し適正にコントロールするとともに、各リスク管理方針について毎年見直しを行うことや、内部監査によるリスク管理の検証を実施することで態勢の充実に取り組んでいます。

また、リスク管理にあたっては、各所管部署による管理のほか、業務に内在する各種リスクを一元的に管理し、総体的に捉えたリスクを経営体力（自己資本）と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的として統合的リスク管理を行っております。

リスク管理体制組織図



### ●信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先企業・個人の業況の悪化等により、貸出金の回収が不能となったり、利息の徴求が不能となることにより損失を被るリスクのことです。

当組合では、貸出資産の健全性を維持するため、担当部署が個々の案件に対し、財務内容・保全面・信用力等をはじめ総合的な分析を行い、厳正厳格な審査を行っているほか、職員に対しては、融資のさまざまな研修を行い、審査管理能力の向上に努めております。

また、自己査定基準書に基づき、厳正な自己査定を実施しているほか、信用リスク計量化システムにより信用リスクを定量化し、ALM委員会において管理しております。また大口与信先については、一定の条件下によるリスク計測を行い、ALM委員会で管理しております。

### ●市場リスク管理

市場リスクとは、金利・有価証券等の価格、為替相場などの市場リスクの要因の変動により保有する資産価値が低下し損失を被るリスクのことです。

当組合ではALM委員会において、金融・経済動向や金利予測等について検証し、市場リスクへの迅速な対応、より健全な資産、負債の管理及び収益確保に努めております。

### ●流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされる、または市場情勢等により、市場において取引ができなかったり、著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスクのことです。

当組合では担当部署により運用・調達、資金繰りの状況を把握するとともに、ALM委員会にて検証を行い、適切な流動性リスク管理に努めております。

### ●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当組合では事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスク、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクについて管理し、オペレーショナル・リスク管理委員会において、各種リスクの洗い出しと対応策の協議等を行なっているほか、ALM委員会をリスク管理の統括機関として、管理対象リスクについて評価・検討する体制としています。

事務リスク管理については、各種規程・マニュアル等の整備、研修・事務指導等の実施、定期的な内部監査及び自店検査の実施により厳正な事務管理に努めております。

システムリスク管理については、当組合は信組共同センターにオンラインシステムの運用を委託しており、同センターにおけるバックアップシステム等により安全性を確保しております。また情報資産に対する管理体制を規程に定め、安定した業務遂行に努めております。

## 法令等遵守の体制

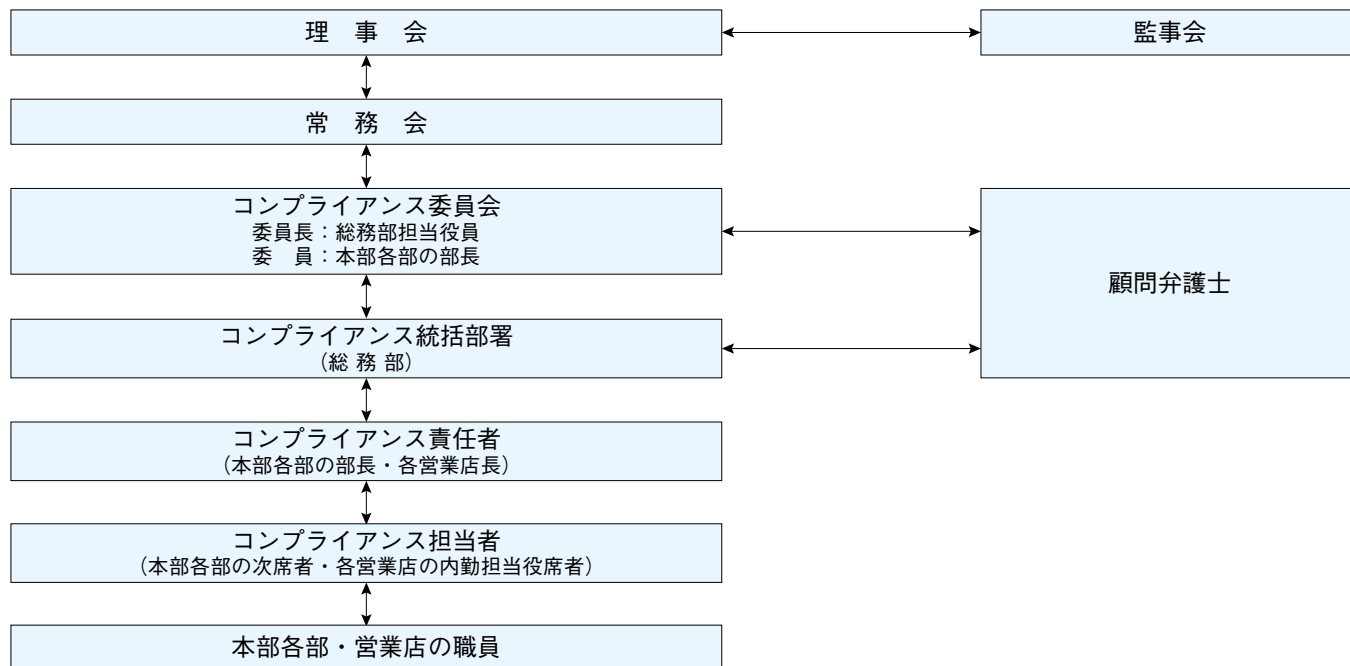
### ●法令等遵守の体制(コンプライアンス)について

「コンプライアンス」とは、金融取引において、公正な競争、個人情報の厳正な取扱い、マネー・ローンダリングの防止等の法令やルールを厳格に遵守しながら社会的規範を維持することです。

当組合では、協同組織金融機関としての「社会的責任」と「公共的使命」を果たすため、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を図っており、その実現に向け、コンプライアンス体制を円滑かつ実効性のあるものとするため、役員自らが率先垂範を旨とし、体制整備及び意識の高揚に取り組んでおります。

体制の構築については、コンプライアンス委員会を設置するとともに、本部各部署及び各営業店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス統括部署と連携して体制の確立に努めており、また、規程・マニュアル等の制定により遵守を促すとともに、自店検査及び本部担当部署による内部監査により、相互牽制の強化を図っております。

### ●コンプライアンス体制



## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、退任時に総代会で承認を得た後、支払っておりましたが、令和元年度に本制度を廃止しました。

#### (2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	45	82
監事	8	9
合計	53	91

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事19名、監事3名です。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

注1. 対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しない報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。



## 地域貢献

### 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、青森市に本店を置き、青森県全域を営業区域として、地元の中小零細事業者や住民の皆さまが組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

中小零細事業者や住民の皆さま一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常に顧客(組合員)の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取組んでおります。

今後とも、「地域から信頼され、地域になくってはならない信用組合」を目指し、地域社会の発展に貢献する「けんしんよう」として皆さまと一緒に歩んでまいります。

### 融資を通じた地域貢献

#### ◎貸出先数・貸出残高(令和3年3月31日現在)

当組合は、青森県内での資金供給の円滑化を図る役割を担っており、協同組織金融機関として、当組合貸出金の大部分を県内中小企業者や県民の皆さまへの融資で占めております。その状況は次のとおりとなっております。

#### <事業者向け融資>

先数	貸出残高	うち運転資金	うち設備資金
1,998先	63,147百万円	42,484百万円	20,662百万円

#### <地方公共団体向け融資>

先数	貸出残高
5先	12,966百万円

#### <個人向け融資>

先数	貸出残高	うち消費者ローン		うち住宅ローン	
		件数	貸出残高	件数	貸出残高
11,997先	26,639百万円	15,262件	15,592百万円	699件	7,676百万円

※個人事業者向けの個人消費資金を含みます。

#### ◎資金ニーズに応じた各種融資商品の提供

当組合では、事業者の皆さまや県民の皆さまの資金ニーズに迅速にお応えするため、各種融資商品を提供しております。また、今後も、皆さまのニーズにお応えすべく、融資商品の開発・発売に積極的に取組んでまいります。

#### ●主な事業者向けローン

(令和3年6月30日現在)

種類	ご融資額	お使いみち	返済方法	返済期間
事業者カードローン	2,000万円以内	事業資金	利息元金組入	2年毎再審査
ふるさと活性化特別融資制度	1,000万円以内	事業資金	証書貸付 元金均等返済	10年以内
			手形貸付 期日一括返済	1年以内
事業者応援資金 YELL(エール)	2,000万円以内	事業資金	証書貸付 元金均等返済	5年以内
短期継続型融資 ステップ・ファイブ	2,000万円以内	事業資金	手形貸付 期日一括返済	1年以内
			手形貸付 期日一括返済	最大4回更新

#### ●主な個人向けローン

(令和3年6月30日現在)

種類	ご融資額	お使いみち	返済方法	返済期間
ワイドカードローン	10～300万円	自由(事業資金も可)	定額返済	自動更新(1年)
ミドルカードローン	10～200万円	自由(事業資金を除く)	定額返済	自動更新(3年)
金利選択型住宅ローンマイセレクト	10,000万円以内	住宅資金	元利均等返済	40年以内
多目的ローン	1,000万円以内	マイカー資金	元利均等返済	10年以内
		教育資金 リフォーム資金		15年以内
		その他資金使途が明確な もの		10年以内
多目的サポートローン	500万円以内	マイカー資金 教育資金 リフォーム資金	元利均等返済	10年以内
新フリーローン	1,000万円以内	自由(事業資金を除く)	元利均等返済	10年以内
スーパーサポートローン	500万円以内	自由(事業資金も可)	元利均等返済	15年以内

### 取引先への支援状況等

#### ◎事業再生支援への取組み

当組合では、融資管理部内に「企業再生支援」の専任者を配置し、経営改善や事業再生を必要とするお取引先に対し、営業店、お取引先と一体となって、経営改善や事業再生に取組んでおります。

令和2年4月から令和3年3月まで新たに外部機関及び外部専門家を通じての事業再生支援状況は、次のとおりです。

- ・青森県中小企業再生支援協議会を通じた支援 1先
- ・外部専門家との連携を通じた支援 1先

#### ◎担保・保証に過度に依存しない融資の推進

当組合では、無担保・第三者保証人不要の「事業者応援資金YELL(エール)」及び「ステップ・ファイブ」や、スコアリングモデルを活用した「地域支援特別融資制度」及び「ふるさと活性化特別融資制度」等の取扱いを行っており、担保・保証に過度に

依存しない融資の推進に積極的に取組んでおります。

これら商品の令和3年3月末現在の残高は319先1,502百万円となっております。

#### ◎創業支援への取組み

当組合では、新時代に即応した、創業・起業・新事業を志す方に対して、その実現を支援し、新たな価値の創造を促し地域経済の活性化につなげようと、創業支援融資制度「未来」の取扱いを行っております。

#### ◎新型コロナウイルス感染症に対する取組み

当組合では、上部団体であります全国信用協同組合連合会主催によるクラウドファンディングサイト「MOTTAINAIもっと(しんくみ新型コロナ対応応援プロジェクト)」を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様のご支援に、積極的に取組んでいます。

本プロジェクトへの参加事業者 令和2年度実績 6先

### 地域サービスの充実

#### ◎店舗・ATM等チャネルの充実

当組合は、県内に25の店舗と、7カ所の店舗外ATMを設置するほか、全国のMICS加盟金融機関とのATM出金業務提携や、全国の信用組合、第二地銀、信用金庫、労働金庫及びゆうちょ銀行とのATM入出金業務提携を実施しております。また、セブン銀行(入出金業務)やイオン銀行(入出金業務)ともATM業務提携を行っているほか、JR東日本関連会社「株ビューカード」とのATM提携により、JR東日本管内の駅に設置しているATM「VIEWALTTTE(ビューアルツテ)」での出金及び残高照会のお取扱いもできます。

さらに、青森銀行とのATM相互利用で出金手数料無料提携「あすなろネット」に加え、入金手数料無料提携も実施しているほか、全国の加盟信用組合とのATM相互利用手数料無料提携「しんくみお得ネット」の実施や、当組合組合員に対しての他信用組合及び第二地銀、信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行等のATM利用による入金手

数料のキャッシュバックサービスを実施するなど、ATM利用手数料の無料化を推進しております。

このほか、各クレジット会社等へのATM開放や、多様化するライフスタイルにあわせ、インターネットバンキングやモバイルバンキングを実施するなど、チャネルの拡充を図り、お客様の利便性向上に努めております。

#### ◎けんしんよう年金友の会「沙羅」による活動

けんしんよう年金友の会「沙羅」は、当組合で年金をお受取りの皆さまの親睦を図るため、平成6年に発足し、現在の会員数は12,527名(令和3年3月末)となっております。

会員の皆さまには、ライフサポートの特典や、金利上乘せ定期預金等のサービスを実施しております。

### 文化的・社会的貢献に関する活動

#### ◎エコ絵画コンクールの実施

当組合では、平成22年度から、地球温暖化防止と環境保護活動の一環として「けんしんようエコ絵画コンクール」を実施しております。

このコンクールは、子ども達に自然環境の美しさや自然環境保護の大切さを知ってほしいと願い実施しているものです。

入賞した作品については、当組合の本支店においてロビー展を開催したほか、当組合のカレンダーにも使用しております。

#### ◎献血運動に参加

9月1日から9月7日までの「しんくみの日」週間にちなみ、社会貢献活動の一環と

して、平成15年度より毎年継続して献血活動を実施しております。令和2年度は、9月4日に本店駐車場において移動採血車による献血活動を実施し、当組合役職員のほか、お取引先の皆さまにもご参加いただきました。

#### ◎未使用切手等収集寄付活動

9月1日から9月30日までの1か月間、未使用のはがき・切手や使用済み切手等の収集活動を行いました。

役職員はもとより、組合員やお取引先の皆さまからもご協力をいただき、多数の未使用はがき・切手や使用済み切手等が集まり、社会福祉に役立てるため、青森県社会福祉協議会へ寄付いたしました。



## トピックス

## ●「けんしんようエコ絵画コンクール」の実施

当組合では、平成22年度から、地球温暖化防止と環境保護活動の一環として「けんしんようエコ絵画コンクール」を実施しております。このコンクールは、子ども達に自然環境の美しさや自然環境保護の大切さを知ってほしいと願い実施しているものです。

昨年度は、第11回目の実施となりましたが、「青森県の美しい森林」、「青森県の自然と生物」というテーマで、県内の小学校・中学校・高等学校の児童・生徒の皆さんから作品を募集(募集期間:令和2年5月1日～8月31日)したところ、197点の応募をいただきました。

入賞した作品については、当組合の本支店においてロビー展を開催したほか、当組合のカレンダーにも使用しております。

## ●新商品「多目的サポートローン」の発売

令和2年8月より、幅広いお客様にご利用いただけるよう商品を拡充いたしました。

お客様のライフサイクルに合わせたお使い道に対応させていただきます。

## ●フリーローンのリニューアル

令和2年10月より、現行フリーローンをリニューアルいたしました。

ご融資金利を現行金利より、最大4.40%引き下げた商品にラインアップし、お客様の暮らしを全力でサポートいたします。

## ●「しんくみピーターバンクカード」の寄付金贈呈

「しんくみピーターバンクカード」は、お客様に負担をかけることなく、カード利用代金の0.3%を、県内の障害や難病とたたかっている子供たちやその家族への支援活動団体や、子供たちの健全育成の支援活動団体等に寄付するほか、0.2%をロンドンの「グレート・オーモンド・ストリート病院 どもチャリティ」へ寄付するものです。

当組合では令和3年1月に、社会福祉法人はまなす福祉会(むつ市)及び社会福祉法人奥入瀬会(おいらせ町)へ寄付金を贈呈しており、今後も引き続きこうした取組みを継続してまいります。

## 金融円滑化への取組み

当組合は、地域の中小企業者や個人の皆さまに対して必要な資金を円滑に供給することや、経営相談・経営改善などの支援に取組むことは、地域金融機関として重要な役割と認識しており、従来より積極的に取組んでまいりました。こうしたなか、平成21年12月に「中小企業金融円滑化法」が施行されたことを受け、金融仲介機能をさらに発揮していくため、金融円滑化に係る方針や規程を定めるとともに、全営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置するなどの態勢整備を行い、より一層の地域金融の円滑化に取り組んでおります。

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末で終了となりましたが、当組合では引き続き金融円滑化に関する相談・支援に積極的に取組んでまいります。

## 地域密着型金融への取組み

## 令和2年度地域密着型金融推進計画の履行状況

## 1. 基本方針

当組合は「相互扶助の精神に基づき、組合員の繁栄と地域社会の発展に貢献する」を経営理念としております。協同組織金融機関として、金融サービスの提供を通じ、地域社会との持続的な共存共栄を目指しており、「地域密着型金融」は、まさにこの経営理念と基軸を一にするものです。

したがって、当組合は協同組織金融機関としての役割を最大限に履行するため、地域経済活性化に向けた恒久的な取組みとして、より一層、地域密着型金融を推し進めてまいります。

また、国の「まち・ひと・しごと創生」政策に基づき、県内の各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を中心とした地方創生にも積極的に関与参画し、地域経済活性化に向け取組んでまいります。

## 2. 推進計画

項 目	具体的な取組み	数値目標	履 行 状 況
<b>1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</b>			
(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握分析 ① 企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力の発揮へ向けた人材育成	○ 上部団体である「全信中協」、「全信組連」主催を中心とした外部研修への派遣及び内部研修の実施 ○ 通信教育の励行		○ 「全信中協」等主催の研修への派遣実施 ○ 通信教育の励行と受講者への奨励金交付
(2) 最適なソリューションの提案 ① 創業・新事業支援機能の強化 ② 担保・保証に過度に依存しない融資の推進	○ 創業支援融資制度「未来」の販売促進 ○ 「地域支援特別融資制度」、「ふるさと活性化特別融資制度」、「事業者応援資金YELL(エール)」及び「ステップ・ファイブ」の販売促進		○ 販売促進の継続 ○ 令和3年3月末残高 319件 1,502百万円
③ 経営改善指導・支援 ○ 経営改善可能性のある企業の選定、支援方策の検討	○ 経営改善支援取組先の選定 ○ 経営改善計画取組先の選定 ○ ランクアップ	○ 20先 ○ 10先 ○ 5先	○ 経営改善支援取組実績 20先 ○ 経営改善計画取組実績 20先 ○ ランクアップ 1先 ○ ランクダウン 7先
○ 外部機関等の活用による事業再生支援	○ 外部機関及び外部専門家等の第三者的視点や専門的な知見・機能の積極的な活用による事業再生支援		○ 中小企業再生支援協議会実行先 1先 ○ 外部専門家連携先 1先
<b>2. 地域の面的再生への積極的な参画</b>			
(1) 地方公共団体や各種団体等との連携による地域の活性化支援	○ 地方公共団体や各種団体等との連携強化及び取組みへの参画		○ 地方公共団体や各種団体主催の諸会議への出席
(2) 「まち・ひと・しごと創生地方版総合戦略」の推進と積極的な参画	○ 地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」推進のための態勢整備及び積極的な参画		○ 地方創生への取組み強化に向け、業務推進部を主管部署とし各地方公共団体や弘前大学との提携等を推進
(3) 地域行事等への参加	○ 営業店単位での地域行事等への積極的な参加		○ お祭り等地元行事への参加
<b>3. 地域や利用者に対する積極的な情報発信</b>			
(1) 地域密着型金融の取組み状況等に関する情報開示	○ ディスクロージャー誌及びホームページの活用による情報開示		○ 地域密着型金融推進計画及び同計画の履行状況をディスクロージャー誌やホームページに掲載
<b>4. その他</b>			
(1) 地域活性化につながる多様なサービスの提供 ① 多重債務者問題への対応	○ 各種対応ローン商品の販売促進		○ 対応商品等の積極的な販売促進 うち、一本化ローンの令和3年3月末残高 23件 19百万円
② 利用者ニーズに基づいたサービスの提供と経営への反映	○ 「利用者満足度アンケート調査」の継続実施と改善策の検討・実施		○ 令和3年7月、アンケート調査の実施予定

## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

### 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、地域に根差した協同組織金融機関として「相互扶助の精神に基づき、組合員の繁栄と地域社会の発展に貢献する」を経営理念とし、地域社会の永続的な発展に寄与することを最も重要な社会的使命と考えております。

このような考えのもと、中小企業の経営支援については、支援先訪問による密着した取組みを基本とし、経営課題に応じた解決策の提案や、条件変更などの必要な措置を柔軟かつ迅速に実行していきます。

また、支援先の経営改善計画達成に向け、営業店と本部が連携してモニタリングを強化し、経営課題の解決に取り組んでいきます。

### 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

平成25年2月1日付で、東北財務局長並びに東北経済産業局長より、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受け、融資管理部内に経営支援を専門とする「企業再生支援グループ」を設置しております。

また、中小企業者の金融円滑化を図るために、貸付条件の変更はもちろん、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、さらには、外部専門家（公認会計士等）と連携し、支援先の経営改善、事業再生などに取り組んでおります。

### 中小企業の経営支援に関する取組状況

#### ●創業・新規事業開拓の支援

創業・起業・新事業を志す方に対して、その実現を支援し、新たな価値の創造を促し、地域経済の活性化につなげていただくため、創業支援融資制度「未来」の取扱いをしております。

#### ●成長段階における支援

無担保・第三者保証人不要の「事業者応援資金YELL（エール）」及び「ステップ・ファイブ」や、スコアリングモデルを活用した「地域支援特別融資制度」及び「ふるさと活性化特別融資制度」等の取扱いを行っており、担保・保証に過度に依存しない融資の推進に積極的に取り組んでおります。

#### ●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ・青森県中小企業再生支援協議会の下で抜本的な経営改善を図るため、当組合を含む複数の金融機関が連携した支援を実施し、支援先の財務健全化に取り組んでおります。
- ・青森県中小企業再生支援協議会の下で当組合が取引先企業の経営改善計画書の作成をサポートする等、経営改善に向けた抜本的な取組みをしております。
- ・外部専門家（公認会計士等）と連携して事業再生を図り、支援先の財務健全化に取り組んでおります。
- ・外部専門家と連携した経営改善計画の作成や、他金融機関と協調した条件変更の実施など、支援先企業の経営改善強化に取り組んでおります。

#### 令和2年度の中小企業向け新規融資取扱状況

新規融資先数：延べ884先  
新規融資金額：29,446百万円

#### 令和2年度の条件変更の対応状況

- ・中小企業向け条件変更対応状況
  - 申込口座数：713件 申込金額：12,433百万円
  - 実行口座数：697件 実行金額：12,108百万円
- ・住宅資金の条件変更対応状況
  - 申込口座数：12件 申込金額：98百万円
  - 実行口座数：11件 実行金額：96百万円
- ・本部支援担当部署が選定した中小企業再生支援先20先については、本部主導で経営改善に取り組んでおります。
  - 令和2年度の他金融機関と連携し条件変更実行先：13先
  - 令和2年度の外部専門家連携先：15先

### 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行なっています。

#### ●「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	206件	475件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	12.91%	27.31%
保証契約を解除した件数	49件	20件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

※個人事業者向け融資を含みます。

### 地域の活性化に関する取組状況

当組合は、協同組織金融機関として、地域の事業者の皆さまへの円滑な資金供給に資するため、あるいは、地域の特性に応じた地場産業の支援を図ることを目的に、スコアリングモデルを活用した「地域支援特別融資制度」の取扱いをしております。取扱い状況は、令和3年3月末現在57件、154百万円の残高となっております。今後におきましても、地域特性に応じた融資商品等の提供により地域経済の活性化に積極的に取り組んでまいります。

また、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生においては、9団体（青森県・青森市・五所川原市・むつ市・三沢市・弘前市・平内町・おいらせ町・三戸町）と提携したほか、弘前大学とも提携し、その主旨に基づき、地域社会の発展のため積極的に取り組んでおります。

## 主な手数料一覧

(令和3年6月30日現在)

種 類		料 金		
振 込	当 組 合 同 一 店 内	窓口	3万円未満 330円 3万円以上 550円	
		当 組 合 本 支 店	窓口	3万円未満 330円 3万円以上 550円
			ATM・EB	3万円未満 220円 3万円以上 330円
		他 行	窓 口	3万円未満 660円 3万円以上 880円
				ATM・EB
			代 金 取 立	同 一 手 形 交 換 所
	当 組 合 本 支 店	普通扱		440円
		普通扱		660円
	他 行	普通扱		1,100円
		至急扱		1,100円
	そ の 他	不渡手形返却料		1,100円
		取立手形組戻料		1,100円
取 立 手 形 店 頭 呈 示 料		同一店内	無 料	
		本支店	660円	
		他金融機関	1,100円	
振 込 組 料		同一店内	無 料	
		本支店	660円	
		他金融機関	1,100円	
種 類		料 金		
当座預金		小切手帳	1冊(50枚)	1,100円
	約束手形帳	1冊(25枚)	550円	
	マル専手形	(1枚につき)	550円	
通帳証書等再発行		1,100円		
カード再発行		1,100円		
残高証明書 (制定様式 1通当たり)		660円		
発行手数料 (制定様式以外 1通当たり)		1,100円		
取引履歴発行手数料(1口座当たり 直近10年まで)		1,100円		
夜間金庫使用料(月額)		2,200円		

CD・ATM手数料			料 金		
当組合の通帳・ カードによる お引出し (お取引1回毎)	平日	7時から8時まで	110円		
		8時から18時まで	無 料		
		18時から21時まで	110円		
	土曜・日曜・祝日	8時から21時まで	110円		
		8時から18時まで	110円		
		18時から21時まで	220円		
他金融機関のカードによる お引出し (お取引1回毎)	平日	8時から18時まで	110円		
		18時から21時まで	220円		
	土曜・日曜・祝日	8時から21時まで	220円		
他金融機関の カードによる お預け入れ (お取引1回毎)	平日	8時から18時まで	110円		
		18時から21時まで	220円		
		8時から9時まで	220円		
	土曜日	9時から14時まで	110円		
		14時から21時まで	220円		
		日曜・祝日	8時から21時まで	220円	
ゆうちょ銀行 のカードによる お引出し・ お預け入れ (お取引1回毎)	平日	8時から8時45分まで	220円		
		8時45分から18時まで	110円		
		18時から21時まで	220円		
	土曜日	8時から9時まで	220円		
		9時から14時まで	110円		
		14時から21時まで	220円		
日曜・祝日	8時から21時まで	220円			
両替手数料(取扱いい1件毎)					
硬貨の合計枚数(お持込枚数とお受取枚数のいずれが多い枚数)					
1~100枚	101~300枚	301~500枚	501~1,000枚	1,001~2,000枚	
無料	220円	440円	550円	770円	
2,001~3,000枚	3,001~4,000枚	4,001~5,000枚	5,001~6,000枚	以降1,000枚毎 に550円加算	
1,100円	1,430円	1,760円	2,200円		
大量硬貨入出金手数料(取扱いい1件毎)					
硬貨取扱枚数					
1~300枚	301~500枚	501~1,000枚	1,001~2,000枚	2,001~3,000枚	以降1,000枚毎 に550円加算
無料	220円	330円	660円	990円	

〈青森銀行ATMの利用〉

青森銀行のATMを手数料無料でご利用いただけます。

入金とは終日無料、出金は時間外手数料が必要となります。(平日8:00~18:00は手数料無料)

(注)1. 当組合ATMでの、当組合の通帳、カードによるお預け入れは、全ての曜日、時間帯が無料です。

2. 上記の手数料には、消費税10%が含まれております。

### 融資関係手数料

不 動 産 担 保 取 扱 手 数 料	設定額 (極度額)	1,000万円未満	11,000円
		1,000万円以上1億円未満	22,000円
		1億円以上	33,000円
	極度額変更		11,000円
融資関係用紙代	手形用紙、各種契約書類	1枚につき	110円

(注)1. 制度商品として別に定めのあるものは、各制度商品の定めによります。

2. 上記の手数料には、消費税10%が含まれております。

### ■主要な事業の内容

#### A. 預金業務

##### (イ) 預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

##### (ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

#### B. 貸出業務

##### (イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

##### (ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

#### C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

#### D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

#### E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

#### F. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

#### G. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

#### H. 附帯業務

##### (イ) 債務の保証業務

(ロ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務

##### (ハ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(ニ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ホ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ヘ) 保護預り及び貸金庫業務



## 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

### ● 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出下さい。

【青森県信用組合総務部】 電話：017-739-7110 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）  
受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。  
ホームページアドレス <https://www.aomoriken.shinkumi.co.jp/>

### ● 紛争解決措置

仙台弁護士会 紛争解決支援センター（電話：022-223-1005） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部または下記の「しんくみ相談所」にお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456

## 店舗一覧表(事務所の名称・所在地及び自動機器設置状況)

(令和3年6月30日現在)

店名	住所	電話	ATM	店名	住所	電話	ATM
本店営業部	〒030-0843 青森市大字浜田字玉川207-1	017-729-3511	1台	川内支店※	〒039-5201 むつ市川内町川内296-2	0175-42-3221	1台
旭町支店※	〒030-0851 青森市旭町1-3-18	017-775-1935	1台	大畑支店※	〒039-4401 むつ市大畑町新町63-3	0175-34-3425	1台
中央支店	〒030-0823 青森市橋本1-3-4	017-723-2271	1台	三沢支店	〒033-0011 三沢市幸町2-2-12	0176-53-4161	2台
駅前支店※	〒030-0801 青森市新町1-3-7	017-723-2671	1台	百石支店※	〒039-2225 上北郡おいらせ町上明堂107-1	0178-52-2520	1台
沖館支店	〒038-0011 青森市篠田2-21-12	017-766-2368	1台	十和田支店	〒034-0011 十和田市稲生町14-12	0176-23-5265	1台
新城支店※	〒038-0042 青森市大字新城字平岡183-2	017-788-3641	1台	七戸支店※	〒039-2525 上北郡七戸町字七戸218-3	0176-62-2175	1台
浪打支店	〒030-0961 青森市浪打1-1-15	017-743-1504	1台	上北町支店※	〒039-2405 上北郡東北町上北南1-22-10	0176-56-3121	1台
弘前支店	〒036-8355 弘前市大字元寺町17	0172-35-0225	1台	六ヶ所支店※	〒039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾敷字野附269	0175-72-2234	1台
黒石支店	〒036-0376 黒石市旭町8-5	0172-52-8341	1台	三戸支店	〒039-0131 三戸郡三戸町大字二日町66	0179-22-0231	1台
五所川原支店	〒037-0067 五所川原市字敷島町66-4	0173-35-3020	1台	名川支店※	〒039-0503 三戸郡南部町大字平字広場20-2	0178-76-2204	1台
木造支店※	〒038-3145 つがる市木造千代町30-3	0173-42-2166	1台	八戸支店	〒031-0802 八戸市小中野1-4-56	0178-43-0611	1台
むつ営業部	〒035-0031 むつ市柳町1-1-10	0175-22-1221	1台	田子支店	〒039-0201 三戸郡田子町大字田子字田子21	0179-32-3320	1台
大湊支店※	〒035-0084 むつ市大湊新町6-3	0175-24-2251	1台				

### ※昼休導入店舗

窓口営業時間(平日)	9:00～11:30 12:30～15:00
------------	---------------------------

11:30～12:30は昼休みとします。

ATMはお昼休みもご利用いただけます。

### 店外ATM店

(令和3年6月30日現在)

店名	住所
むつ市役所出張所	むつ市
マエダ本店出張所	むつ市
ハッピードラッグ苫生店出張所	むつ市
外ヶ浜町役場三蔵支所出張所	外ヶ浜町
泊出張所	上北郡六ヶ所村
南部病院前共同出張所	三戸郡南部町(共同)
南部町役場南部分庁舎共同出張所	三戸郡南部町(共同)

### 地区一覧

青森市	平川市
弘前市	東津軽郡
八戸市	西津軽郡
黒石市	中津軽郡
五所川原市	南津軽郡
十和田市	北津軽郡
三沢市	上北郡
むつ市	下北郡
つがる市	三戸郡

## 当組合の子会社等

(令和3年3月31日現在)

関連会社	
会社名	けんしんよう信用保証株式会社
所在地	青森市大字浜田字玉川207番1
業務内容	各種ローンに係わる信用保証業務
設立年月日	平成5年4月21日
資本金	10百万円
議決権比率	10%

# — 資料編 —

経理・経営内容	……………14P
資金調達	……………22P
資金運用	……………22P
経営内容	……………24P
自己資本の充実の状況	………25P
その他業務等	……………30P







## 経理・経営内容

### 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
<b>経常収益</b>	<b>3,526,869</b>	<b>3,302,473</b>
資金運用収益	3,337,339	3,074,155
貸出金利息	3,029,594	2,803,637
預け金利息	69,335	68,023
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	211,964	176,771
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	26,444	25,722
役務取引等収益	158,044	147,606
受入為替手数料	75,002	68,829
その他の役務収益	83,041	78,777
その他業務収益	11,388	10,013
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	11,388	10,013
その他経常収益	20,097	70,697
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	890	880
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	19,207	69,817
<b>経常費用</b>	<b>8,064,392</b>	<b>3,904,083</b>
資金調達費用	37,828	25,844
預金利息	36,940	25,541
給付補填備金繰入額	888	759
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	—	△455
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	790,250	712,919
支払為替手数料	29,309	28,001
その他の役務費用	760,940	684,917
その他業務費用	2,236	735,656
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	734,150
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	2,236	1,506
経費	2,469,044	2,203,590
人件費	1,397,887	1,268,286
物件費	1,028,251	893,518
税金	42,904	41,786
その他経常費用	4,765,032	226,071
貸倒引当金繰入額	4,724,886	111,614
貸出金償却	619	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	3,664	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	35,861	114,456
<b>経常利益(又は経常損失)</b>	<b>△4,537,522</b>	<b>△601,609</b>

科 目	令和元年度	令和2年度
<b>特別利益</b>	<b>487</b>	<b>33,822</b>
固定資産処分益	137	33,572
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	350	250
<b>特別損失</b>	<b>1,134,443</b>	<b>4,317</b>
固定資産処分損	10,746	2,903
減損損失	1,123,697	1,413
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	△5,671,479	△572,104
法人税、住民税及び事業税	11,706	10,838
法人税等調整額	767,565	—
法人税等合計	779,271	10,838
当期純利益(又は当期純損失)	△6,450,750	△582,942
繰越金(当期首残高)	27	△1,683,622
積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)	△6,450,722	△2,266,565

### 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)	△6,450,722	△2,266,565
計	△6,450,722	△2,266,565
剰余金処分額(又は損失金処理額)	△4,767,100	—
利益準備金	△144,100	—
資本準備金	△3,600,000	—
特別積立金	△1,023,000	—
普通出資に対する配当金	—	—
	(年一%の割合)	(年一%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(年一%の割合)	(年一%の割合)
繰越金(当期末残高)	△1,683,622	△2,266,565

### 内部監査有効性の確認と法定監査状況

#### 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第50期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月14日

青森県信用組合

理事長 堀内 元博

#### 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8に規定する「特定信用組合」に該当しておりませんので、会計監査人による会計監査は義務付けられておりません。監事による監査を受けております。

## 貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券等については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |         |
|-----|---------|
| 建物  | 20年～50年 |
| その他 | 3年～60年  |
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年3月17日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額を計上しております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部及び融資管理部(資産査定部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理
- 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(企業年金基金)を採用しております。なお、当組合が加入していた全国信用組合厚生年金基金は令和3年2月23日付で代行返上・DB移行に係る厚生労働大臣の認可を受け令和3年3月1日付で解散しました。また、同日に全国信用組合企業年金基金が設立され、当組合は全国信用組合企業年金基金に加入しました。全国信用組合企業年金基金は令和3年3月1日に設立され、第1期の財政決算報告書を作成していないため、当事業年度については記載を省略しております。全国信用組合厚生年金基金の制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)
- |                               |            |
|-------------------------------|------------|
| 年金資産の額                        | 326,130百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 282,169百万円 |
| 差引額                           | 43,960百万円  |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合  
1.351% (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
- (3) 補足説明  
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高20,484百万円及び別途積立金64,445百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間13年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金27百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共済制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額に基づき計上しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
12. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額  
418百万円
13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額  
「該当なし」
14. 子会社等の株式又は出資金の総額  
1百万円
15. 子会社等に対する金銭債権総額  
「該当なし」
16. 子会社等に対する金銭債務総額  
「該当なし」
17. 有形固定資産の減価償却累計額  
5,347百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,347百万円、延滞債権額は6,512百万円であり、なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものと見て未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありせん。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は156百万円であり、なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、9,016百万円であり、なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しております。
23. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、448百万円であり、なお、担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- |             |     |           |
|-------------|-----|-----------|
| 担保提供している資産  | 預け金 | 20,600百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 | 13,700百万円 |
- 上記のほか、為替取引等のために預け金10,080百万円を担保として提供しております。
25. 出資1口当たりの純資産額は197円50銭です。
26. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理  
当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び融資管理部により行われ、また、定期的にALM委員会や経営陣による常務会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理  
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理方針に基づき、ALM委員会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会及び理事会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程及び余裕金運用取扱要領に従い行われております。総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っております。総合企画部で保有している株式の一部には、事業推進目的で保有しているものがあり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は総合企画部より、ALM委員会及び理事会において定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報  
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金債権」、「借入金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量として、金利の変動の管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、「当期末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をい、日本円金利の場合、1.00%上昇)が生じた場合、経済価値は、4,145百万円減少するものと把握しております。また、要求払預金については明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。



## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

## 27. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	60,524	60,640	115
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,100	1,099	△0
その他有価証券	24,959	24,959	—
(3) 貸出金(*1)	102,753		
貸倒引当金(*2)	△6,832		
	95,921	101,037	5,116
金融資産計	182,505	187,737	5,231
(1) 預金積金(*1)	170,175	170,181	6
(2) 借入金	13,700	13,700	—
金融負債計	183,875	183,881	6

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価等の算定方法

## 金融資産

## (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

## (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

## (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

## 金融負債

## (1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

## (2) 借入金

借入金については、当座借越によるものであり、期間が短期であることから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
関連法人等株式(*1)	1
非上場株式(*1)	105
組合出資金(*2)	859
合 計	965

(\*1) 関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 組合出資金(全信組連出資金等)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

## 28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	400	402	2
小 計	400	402	2

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	700	697	△2
小 計	700	697	△2
合 計	1,100	1,099	△0

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	151	85	66
債 券	13,955	13,782	172
国 債	—	—	—
地 方 債	3,439	3,382	56
社 債	10,516	10,400	116
小 計	14,106	13,867	239

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	8	9	△1
債 券	10,844	10,959	△114
社 債	10,844	10,959	△114
小 計	10,852	10,968	△115
合 計	24,959	24,836	123

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他の有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額は、734百万円(うち、社債734百万円)であります。また、当事業年度末時価が取得原価と比べ、当事業年度末時価が取得原価と比べ、30%以上下落したもののうち、50%以上下落したものは原則全額、30%以上50%未満下落したものは過去一定期間の時価の推移や発行会社の業況の推移、また、市場環境の動向等を考慮のうえ、回復の可能性が認められないと判断される銘柄の時価が著しく下落したものとして減損処理しております。

29. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

31. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	—	3,541	14,326	8,032
国 債	—	—	—	—
地 方 債	—	—	3,335	103
社 債	—	3,541	10,990	7,928
合 計	—	3,541	14,326	8,032

## 32. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、青森県内において、賃貸用不動産(土地、建物)及び遊休不動産を保有しております。当事業年度における賃貸用不動産に関する賃貸収入は2百万円となっております。

## 33. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額 時 価

24百万円 24百万円

(注) 当事業年度末の時価は、不動産鑑定評価額により算定しております。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,105百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが38,105百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. その他有価証券評価差額金による繰延税金負債34百万円を計上しております。

## 36. 連結関連法人等1社の持分法損益に関する事項

関連会社に対する投資の額	1百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	11百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	△0百万円

37. その他の引当金には、資産減損引当金として将来発生する可能性のある損失を見積り計上しております。

## 損益計算書の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

- 子会社等との取引による収益総額 7百万円  
子会社等との取引による費用総額 362百万円
- 出資1口当たりの当期純利益 △79円76銭
- 青森県内の次の資産について、建物の取壊費用の見積りの変更を行い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,413千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、この見積りの変更により、当事業年度の税引前当期純利益が1,413千円減少しております。

減損した固定資産の種類と損失額 遊休資産 土地・建物 1,413千円  
当組合は、管理会計上の最小区分である営業店をグルーピングの単位としており、本部については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については、それぞれ独立したグループとしております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産については主に不動産鑑定評価額から、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積り額から処分費用見込額を控除して算定しております。



## 経理・経営内容

### 業務粗利益及び業務純益等

(単位:百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	3,337	3,074
資金調達費用	37	25
資金運用収支	3,299	3,048
役務取引等収益	158	147
役務取引等費用	790	712
役務取引等収支	△632	△565
その他業務収益	11	10
その他業務費用	2	735
その他の業務収支	9	△725
業務粗利益	2,676	1,757
業務粗利益率	1.52 %	0.95 %
業務純益	312	△447
実質業務純益	207	△446
コア業務純益	207	287
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	207	287

(注)1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和元年度一千円、令和2年度一千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
3. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

### 経費の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
人 件 費	1,397	1,268
報酬給料手当	1,126	1,020
退職給付費用	117	110
その他	153	138
物 件 費	1,028	893
事務費	428	385
固定資産費	305	288
事業費	65	40
人事厚生費	24	12
有形固定資産償却	140	103
無形固定資産償却	8	8
その他	56	54
税金	42	41
経費合計	2,469	2,203

### 役務取引の状況

(単位:百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
役務取引等収益	158	147
受入為替手数料	75	68
その他の受入手数料	81	77
その他の役務取引等収益	1	1
役務取引等費用	790	712
支払為替手数料	29	28
その他の支払手数料	730	653
その他の役務取引等費用	30	31

### 受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	△134	△263
支払利息の増減	△2	△11

### 主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	3,950	3,887	3,978	3,526	3,302
経常利益(又は経常損失)	168	181	159	△4,537	△601
当期純利益(又は当期純損失)	46	59	66	△6,450	△582
預金積金残高	173,094	172,373	173,266	165,718	170,175
貸出金残高	88,140	90,245	93,274	92,745	102,753
有価証券残高	23,925	22,815	26,503	22,195	26,166
総資産額	180,690	179,954	180,684	173,462	191,151
純資産額	6,785	6,753	6,569	7,040	6,471
自己資本比率(単体)	7.12%	7.27%	6.91%	8.20%	7.34%
出資総額	5,096	5,103	5,114	8,703	8,648
うち普通出資額	3,646	3,653	3,664	3,653	3,598
うち優先出資額	1,450	1,450	1,450	5,050	5,050
出資総口数	9,792,965口	9,807,573口	9,829,758口	10,007,940口	9,897,633口
うち普通出資口数	7,292,965口	7,307,573口	7,329,758口	7,307,940口	7,197,633口
うち優先出資口数	2,500,000口	2,500,000口	2,500,000口	2,700,000口	2,700,000口
出資に対する配当金	26	26	24	—	—
うち普通出資に対する配当金	7	7	7	—	—
うち優先出資に対する配当金	19	19	17	—	—
常勤役員数	284人	284人	276人	254人	240人
うち常勤役員数	7人	7人	7人	6人	5人
うち職員数	277人	277人	269人	248人	235人

(注)1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

## 経理・経営内容

### 自己資本の充実の状況(自己資本の構成に関する事項等)

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	7,020	6,382
うち、出資金及び資本剰余金の額	12,303	8,648
うち、利益剰余金の額	△5,283	△2,266
うち、外部流出予定額 (△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	338	339
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	338	339
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,358	6,721
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	29	23
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	29	23
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	29	23
自 己 資 本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	7,328	6,698
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	84,208	86,253
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,162	4,962
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	89,370	91,215
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	8.20%	7.34%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

#### 1. 自己資本調達手段の概要(令和2年度末現在)

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：青森県信用組合      ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：3,598百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体：青森県信用組合      ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,450百万円
	③配当率(実質配当率)：「5年物円金利スワップレート+0.7%」(5年毎に見直し)
	①発行主体：青森県信用組合      ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：3,600百万円
	③配当率(実質配当率)：固定金利(5年見直し型)

#### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和2年度末の自己資本比率は7.34%となり、国内基準の4%を上回り、経営の健全性、安全性を十分に保っております。

自己資本の充実度に関しては、自己資本によりカバーすべきリスクを「信用リスク」、「市場リスク」、「オペレーショナル・リスク」と定め、理事会において当該年度のリスク資本枠を設定し、ALM委員会にてリスク量の使用状況を評価する体制としております。

## 経理・経営内容

### 有価証券の時価等情報

#### 売買目的有価証券

該当事項なし

#### 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

### 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	400	402	2
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	400	402	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	700	697	△2
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	700	697	△2
<b>合 計</b>		—	—	—	1,100	1,099	△0

- (注) 1. 時価は、当事業年度における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、投資信託等です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	1	1
非 上 場 株 式	105	105
<b>合 計</b>	<b>106</b>	<b>106</b>

### その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	151	85	66
	債 券	10,932	10,773	158	13,955	13,782	172
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	6,182	6,073	109	3,439	3,382	56
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,749	4,700	49	10,516	10,400	116
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	10,932	10,773	158	14,106	13,867	239	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	92	94	△2	8	9	△1
	債 券	11,064	11,192	△128	10,844	10,959	△114
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	11,064	11,192	△128	10,844	10,959	△114
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	11,156	11,287	△130	10,852	10,968	△115	
<b>合 計</b>	22,088	22,060	27	24,959	24,836	123	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、投資信託等です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。



## 経理・経営内容

### 金銭の信託

#### 運用目的の金銭の信託

該当事項なし

#### 満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

#### その他の金銭の信託

該当事項なし

#### その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	11	10
その他業務収益合計	11	10

#### 先物取引の時価情報

該当事項なし

#### オフバランス取引の状況

(単位:百万円)

項目	令和元年度		令和2年度	
	契約金額 想定元本額	与信相当額	契約金額 想定元本額	与信相当額
与信関連取引(債務保証見返)	57	57	85	85
合計	57	57	85	85

#### 預貸率及び預証率

(単位:%)

区分		令和元年度	令和2年度
		預貸率	(期末) 55.96
	(期中平均)	53.85	55.56
預証率	(期末)	13.39	15.37
	(期中平均)	14.13	14.77

(注)1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

#### 総資産利益率

(単位:%)

区分	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	△2.51	△0.32
総資産当期純利益率	△3.57	△0.31

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

#### 総資金利鞘等

(単位:%)

区分	令和元年度	令和2年度
資金運用利回 (a)	1.90	1.66
資金調達原価率 (b)	1.44	1.27
総資金利鞘 (a - b)	0.46	0.39

(注)1. 資金運用利回 =  $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 =  $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

#### 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区分	令和元年度末	令和2年度末
1店舗当りの預金残高	6,137	6,807
1店舗当りの貸出金残高	3,435	4,110

(注)預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

#### 常勤役員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区分	令和元年度末	令和2年度末
常勤役員1人当りの預金残高	652	709
常勤役員1人当りの貸出金残高	365	428

(注)預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

#### 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	令和元年度	175,049 百万円	3,337 百万円	1.90 %
	令和2年度	184,298	3,074	1.66
うち貸出金	令和元年度	93,225	3,029	3.24
	令和2年度	97,121	2,803	2.88
うち預け金	令和元年度	56,494	69	0.12
	令和2年度	60,491	68	0.11
うち有価証券	令和元年度	24,470	211	0.86
	令和2年度	25,826	176	0.68
資金調達勘定	令和元年度	173,118	37	0.02
	令和2年度	175,511	25	0.01
うち預金積金	令和元年度	173,118	37	0.02
	令和2年度	174,802	26	0.01
うち譲渡性預金	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
うち借入金	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	708	△0	△0.06

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和元年度91百万円、令和2年度75百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和元年度一百万円、令和2年度一百万円)及び利息(令和元年度一千元、令和2年度一千元)を、それぞれ控除して表示しております。

## 資金調達

## 預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	65,555	37.86	71,743	41.04
定期性預金	107,190	61.91	102,667	58.73
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	372	0.21	392	0.22
合 計	173,118	100.00	174,802	100.00

(注)1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
2. 定期性預金=定期預金+定期積金

## 預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	130,177	78.55	129,925	76.34
法人	35,540	21.44	40,249	23.65
一般法人	25,662	15.48	31,194	18.33
金融機関	226	0.13	50	0.02
公 金	9,651	5.82	9,004	5.29
合 計	165,718	100.00	170,175	100.00

## 財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	令和元年度末	令和2年度末
財形貯蓄残高	135	119

## 定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
固定金利定期預金	91,831	86,665
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	564	535
合 計	92,395	87,201

(注) その他の定期預金=積立定期預金+期日指定定期預金

## 資金運用

## 貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	590	0.63	472	0.48
手形貸付	8,613	9.23	7,692	7.92
証書貸付	74,551	79.96	79,340	81.69
当座貸越	9,469	10.15	9,614	9.89
合 計	93,225	100.00	97,121	100.00

## 有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	218	0.89	—	—
地 方 債	9,998	40.86	5,392	20.87
短期社債	—	—	—	—
社 債	14,048	57.40	20,233	78.34
株 式	204	0.83	201	0.77
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合 計	24,470	100.00	25,826	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

## 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
当組合預金積金	令和元年度末	1,090	1.17	—
	令和2年度末	891	0.86	—
有 価 証 券	令和元年度末	37	0.04	—
	令和2年度末	13	0.01	—
動 産	令和元年度末	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—
不 動 産	令和元年度末	37,433	40.36	43
	令和2年度末	34,517	33.59	42
そ の 他	令和元年度末	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—
小 計	令和元年度末	38,562	41.57	43
	令和2年度末	35,422	34.47	42
信用保証協会・信用保険	令和元年度末	13,638	14.70	—
	令和2年度末	19,396	18.87	—
保 証	令和元年度末	31,293	33.74	14
	令和2年度末	29,123	28.34	13
信 用	令和元年度末	9,251	9.97	—
	令和2年度末	18,810	18.30	30
合 計	令和元年度末	92,745	100.00	57
	令和2年度末	102,753	100.00	85



## 資金運用

## 有価証券種類別残存期間別残高 (単位:百万円)

区 分	分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		令和元年度末	—	—	—
国 債	令和2年度末	—	—	—	—
地 方 債	令和元年度末	2,523	—	3,555	104
	令和2年度末	—	—	3,335	103
短 期 社 債	令和元年度末	—	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—	—
社 債	令和元年度末	—	2,676	5,736	7,400
	令和2年度末	—	3,541	10,990	7,928
株 式	令和元年度末	—	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—	—
外 国 証 券	令和元年度末	—	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—	—
その他の証券	令和元年度末	—	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—	—
合 計	令和元年度末	2,523	2,676	9,291	7,505
	令和2年度末	—	3,541	14,326	8,032

## 貸出金利区分別残高 (単位:百万円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
固定金利貸出	46,317	59,804
変動金利貸出	46,428	42,948
合 計	92,745	102,753

## 消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:百万円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	17,598	69.36	15,592	67.00
住宅ローン	7,771	30.63	7,676	32.99
合 計	25,370	100.00	23,269	100.00

## 貸出金使途別残高 (単位:百万円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	61,812	66.64	71,705	69.78
設備資金	30,932	33.35	31,048	30.21
合 計	92,745	100.00	102,753	100.00

## 貸出金償却額 (単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	0	1,356

## 貸倒引当金の内訳 (単位:百万円)

項 目	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	338	△105	339	0
個別貸倒引当金	9,389	4,829	6,512	110
貸倒引当金合計	9,727	4,724	6,851	111

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

## 貸出金業種別残高・構成比 (単位:百万円、%)

業 種 別	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	4,268	4.60	4,652	4.52
農 業、 林 業	3,743	4.03	3,521	3.42
漁 業	256	0.27	236	0.23
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	559	0.60	679	0.66
建 設 業	12,031	12.97	13,701	13.33
電 気、 ガ ス、 熱 供 給、 水 道 業	7	0.00	7	0.00
情 報 通 信 業	269	0.29	201	0.19
運 輸 業、 郵 便 業	2,782	3.00	3,352	3.26
卸 売 業、 小 売 業	10,601	11.43	11,750	11.43
金 融 業、 保 険 業	809	0.87	802	0.78
不 動 産 業	9,865	10.63	9,636	9.37
物 品 賃 貸 業	7	0.00	11	0.01
学 術 研 究、 専 門 ・ 技 術 サービス 業	507	0.54	490	0.47
宿 泊 業	3,061	3.30	1,716	1.67
飲 食 業	1,982	2.13	2,090	2.03
生 活 関 連 サービス 業、 娯 楽 業	1,542	1.66	1,663	1.61
教 育、 学 習 支 援 業	723	0.77	700	0.68
医 療、 福 祉	232	0.25	195	0.19
そ の 他 の サービス	6,909	7.44	7,401	7.20
そ の 他 の 産 業	163	0.17	335	0.32
小 計	60,325	65.04	63,147	61.45
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	3,403	3.66	12,966	12.61
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	29,016	31.28	26,639	25.92
合 計	92,745	100.00	102,753	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



## 経営内容

### 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	6,944	1,098	5,845	6,944	100.00	100.00
	令和2年度	5,815	1,023	4,792	5,815	100.00	100.00
危険債権	令和元年度	4,394	1,585	2,483	4,069	92.59	88.41
	令和2年度	3,090	1,370	1,447	2,817	91.18	84.16
要管理債権	令和元年度	1,242	245	904	1,149	92.56	90.73
	令和2年度	156	66	20	86	55.54	22.48
金融再生法開示債権計	令和元年度	12,580	2,930	9,232	12,163	96.68	95.67
	令和2年度	9,062	2,460	6,259	8,720	96.22	94.82
正常債権	令和元年度	80,338					
	令和2年度	93,917					
合 計	令和元年度	92,919					
	令和2年度	102,979					

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

7.金額は決算後(償却後)の計数です。

### リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)
破綻先債権	令和元年度	2,226	254	1,971	100.00
	令和2年度	2,347	261	2,086	100.00
延滞債権	令和元年度	9,108	2,426	6,355	96.42
	令和2年度	6,512	2,091	4,149	95.83
3か月以上延滞債権	令和元年度	43	33	5	89.81
	令和2年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和元年度	1,199	212	898	92.66
	令和2年度	156	66	20	55.54
合 計	令和元年度	12,576	2,927	9,231	96.67
	令和2年度	9,016	2,419	6,256	96.22

(注)1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。

2.「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。

3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。

5.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づき担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。

6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

7.「保全率(B+C) / (A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

8.これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

## 自己資本の充実の状況

### リスク管理体制

#### — 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要…P19をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要…P19をご参照ください
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

#### ●信用リスクに関する事項

リスクの説明	「信用リスク」とは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金等の当組合保有資産の価値が減少ないし消滅するなどして、当組合が損失を受けるリスクをいいます。
リスク管理の方針及び管理体制	当組合では、相互牽制の観点から、各部・各セクションの独立性の確保と役割の明確化を図っており、また、管理方法、管理体制等を定めた管理規程を制定し、適切なリスク管理、運営を行っております。
評価・計測	当組合では、自己査定基準書に基づき、厳正な自己査定を実施しております。また、信用リスク量については、信用リスク計量化システムによるシミュレーションをもとにリスク量を計測し、ALM委員会において管理しているほか、大口与信先については、一定の条件下によるリスク計測を行いALM委員会で管理しております。
■貸倒引当金の計算基準	貸倒引当金は、当組合が定める「自己査定基準書」及び「償却・引当の計上基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定し、適正に計上しております。
■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しております。 「株式会社格付投資情報センター」、「株式会社日本格付研究所」、「ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク」、「スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス」
■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行なっておりません。
■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	「信用リスク削減手法」とは、信用リスク・アセットの額の算出において、預金積金担保や有価証券担保、保証等により信用リスク・アセット額を軽減する措置をいいます。 当組合では、融資に際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から審査を行っており、担保や保証等による保全措置は、あくまで補完的な位置付けとして認識しており、担保や保証等に過度に依存しない融資姿勢に徹しております。ただし、審査の結果、担保や保証等が必要な場合や、迅速かつ便宜性が要求される消費者ローン等の制度融資に民間保証を付す場合などは、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。 当組合が取扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、適切な事務取扱及び適正な評価や管理を行い、担保や保証が法的に有効であることを常に確認しております。 また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金積金との相殺を用いる場合があります。この場合、当組合が定める事務手続きや各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。 当組合では、信用リスク・アセットの額の算出の際の信用リスク削減手法として、適格金融資産担保の自組合預金積金による削減を用いております。
■生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	該当事項なし

#### ●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

## 自己資本の充実の状況

### ●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	「オペレーショナル・リスク」とは、当組合の業務の過程における事務ミス、役職員の不正、システム障害などの内部的不適切な事象や、金融犯罪、窃盗、偽造、地震、火災などの外生的な事象により、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスク、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与リスクに分類しています。
リスク管理の方針及び管理体制	当組合では、事務手続の標準化及び適正な事務取扱を図るため、各種マニュアル、事務取扱要領、内部規程を制定し、研修会・臨店等によりその徹底に努めるとともに、各部署による定期的な自店検査及び本部担当部署による臨店監査の実施により、管理体制の強化に努めております。 システム管理については、システム障害等に備えて定めた「コンティンジェンシープラン」に基づき、障害発生を想定した模擬訓練を実施し、その影響を最小限に抑えるよう努力しております。 また、オペレーショナル・リスク管理委員会において、各所管部署から報告された問題点等について原因説明と対応策を協議するとともに、対応策の実行と実行結果の検証を行っております。
評価・計測	当組合は、オペレーショナル・リスクの計測については、基礎的手法により算出しております。
<b>■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称</b> 当組合は、オペレーショナル・リスク相当額を基礎的手法により算出しております。	

### ●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明	出資等又は株式等エクスポージャーのうち、当組合で保有しているものは、全信組連出資金、その他の出資金、上場株式、非上場株式、関連会社株式があり、これらの財務状況の悪化や時価額の下落等により、当組合が損失を受けるリスクをいいます。
リスク管理の方針及び管理体制	当組合では、時価のある株式については、当組合が定める「市場リスク管理規程」や「余裕金運用規程」に基づき管理しております。また、出資金及び時価のない株式については、自己査定基準書に基づき厳正な自己査定を行うなど適正に管理を行っております。
評価・計測	当組合では、時価のある株式については、毎日時価額の把握を行うとともに、時価額が一定割合で下落した場合の損失額を毎月計測し、経営陣へ適宜報告を行うなど適切な管理に努めており、出資金及び時価のない株式についても、財務諸表等に基づき厳正な自己査定を行っております。また、会計処理については、当組合が定める「償却・引当の計上基準規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

### ●金利リスクに関する事項

リスクの説明	「金利リスク」とは、市場金利の変動により、資産価値が減少したり、将来の収益に影響が出るなどして、当組合が損失を受けるリスクをいいます。
リスク管理の方針及び管理体制	当組合では、SKC-ALMシステムを用いて、毎月計測を行い、ALM委員会において管理を行っております。
評価・計測	当組合では、SKC-ALMシステムを用いて、ギャップ分析、現在価値分析、VaR分析を行っており、金利変動がおよぼす影響を毎月計測し、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

#### ■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

計測対象とした資産・負債

貸出金・有価証券・預け金・預金など、金利・期間を有する資産・負債

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
- ・コア預金およびその前提 金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮
- ・コア預金に割り当てられた金利改定の平均満期 2.5年
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提 1通貨のみであり、それ以外の通貨は保有しておりません
- ・スプレッドに関する前提 考慮しておりません
- ・内部モデルの使用等、重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは使用しておりません
- ・自己資本比率など鑑みて、健全性に問題のない水準となっております

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ		□		八		二	
項番		△EVE		△NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	4,145	2,595	634	268				
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0				
3	スティーブ化	3,221	2,405						
4	フラット化	0							
5	短期金利上昇	395							
6	短期金利低下	0							
7	最大値	4,145	2,595	634	268				
		ホ		へ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	6,698		7,328					

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



## 自己資本の充実の状況

### — 定量的事項 —

- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項…P.26をご参照ください

### ●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	84,208	3,368	86,253	3,450
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	84,208	3,368	86,253	3,450
(i) ソブリン向け	1,180	47	1,248	49
(ii) 金融機関向け	11,295	451	12,315	492
(iii) 法人等向け	24,760	990	28,140	1,125
(iv) 中小企業等・個人向け	28,966	1,158	25,519	1,020
(v) 抵当権付住宅ローン	695	27	695	27
(vi) 不動産取得等事業向け	9,545	381	10,836	433
(vii) 3カ月以上延滞等	1,287	51	1,030	41
(viii) 出資等	204	8	204	8
出資等のエクスポージャー	204	8	204	8
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,039	41	1,134	45
(xi) その他	5,232	209	5,129	205
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	5,162	206	4,962	198
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	89,370	3,574	91,215	3,648

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、現金等の流動資産や不動産などの固定資産が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

### ●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.23をご参照ください。

## 自己資本の充実の状況

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

## ●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引		その他の資産					
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
国 内 外	183,183	197,900	92,919	102,979	22,003	25,883	—	—	68,261	69,036	7,722	6,050
地 域 別 合 計	183,183	197,900	92,919	102,979	22,003	25,883	—	—	68,261	69,036	7,722	6,050
製 造 業	6,857	9,545	4,367	4,751	2,404	4,708	—	—	85	85	282	299
農 業、 林 業	4,388	4,119	4,388	4,119	—	—	—	—	—	—	89	46
漁 業	808	826	808	826	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	562	683	562	683	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	12,618	14,230	12,618	14,230	—	—	—	—	—	—	1,414	1,275
電気・ガス・熱供給・水道業	3,214	5,121	7	12	3,206	5,108	—	—	0	0	—	—
情報通信業	955	1,733	272	204	501	1,402	—	—	182	127	6	—
運輸業、郵便業	3,020	3,989	2,820	3,388	200	600	—	—	—	—	70	69
卸売業、小売業	11,996	13,646	11,484	12,633	501	1,001	—	—	10	10	1,195	702
金融業、保険業	61,387	66,775	848	837	3,104	4,406	—	—	57,433	61,532	303	297
不動産業	14,657	13,650	10,148	9,876	4,508	3,774	—	—	—	—	2,497	1,720
物品賃貸業	7	11	7	11	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	709	606	708	606	—	—	—	—	0	0	—	—
宿泊業	3,098	1,753	3,098	1,753	—	—	—	—	—	—	562	554
飲食業	2,474	2,524	2,474	2,524	—	—	—	—	—	—	392	263
生活関連サービス業、娯楽業	1,887	2,023	1,864	2,001	—	—	—	—	23	21	154	141
教育、学習支援業	723	701	723	701	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	232	195	232	195	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	7,513	7,964	7,513	7,964	—	—	—	—	0	0	474	470
その他の産業	177	348	177	348	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	10,993	17,861	3,411	12,972	7,575	4,881	—	—	7	7	—	—
個人の他	24,379	22,336	24,379	22,336	—	—	—	—	—	—	277	208
その他の他	10,517	7,250	—	—	—	—	—	—	10,517	7,250	—	—
業 種 別 合 計	183,183	197,900	92,919	102,979	22,003	25,883	—	—	68,261	69,036	7,722	6,050
1 年 以 下	72,770	52,016	13,737	14,421	2,536	—	—	—	56,496	37,595	—	—
1 年 超 3 年 以 下	8,743	24,502	7,943	5,047	800	1,342	—	—	—	18,112	—	—
3 年 超 5 年 以 下	10,116	17,081	8,049	9,831	1,900	2,249	—	—	167	5,000	—	—
5 年 超 7 年 以 下	11,882	11,625	9,692	9,311	2,190	2,314	—	—	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	20,725	33,390	13,632	24,381	7,081	9,000	—	—	10	9	—	—
10 年 超	31,782	35,341	24,288	24,364	7,494	10,977	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	27,162	23,940	15,575	15,622	—	—	—	—	11,587	8,318	—	—
その他の他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	183,183	197,900	92,919	102,979	22,003	25,883	—	—	68,261	69,036	7,722	6,050

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. エクスポージャー区分の「その他の資産」には、現金、預け金等の流動資産や不動産などの固定資産が含まれます。
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	目的使用		その他		令和元年度	令和2年度		
製 造 業	236	287	93	26	39	14	3	18	287	281	—	—
農 業、 林 業	51	55	6	13	—	31	2	0	55	36	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	26	147	147	—	26	—	—	1	147	146	—	—
建設業	1,160	1,493	373	4	38	87	1	26	1,493	1,383	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	6	6	—	—	—	6	—	—	6	—	—	—
運輸業、郵便業	53	13	13	4	52	—	0	—	13	18	—	—
卸売業、小売業	994	1,454	530	247	53	508	17	280	1,454	911	—	—
金融業、保険業	—	297	297	—	—	—	—	—	297	297	—	—
不動産業	1,461	1,951	502	87	—	637	11	47	1,951	1,354	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	80	80	—	—	80	—	—	80	—	—	—
宿泊業	270	2,173	1,926	4	23	1,356	0	32	2,173	789	—	1,356
飲食業	301	521	351	89	130	167	1	4	521	439	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	108	203	95	10	—	19	—	4	203	189	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	134	524	396	25	1	5	4	5	524	540	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人の他	137	177	73	51	16	73	15	32	177	122	0	—
合 計	4,941	9,389	4,887	565	382	2,988	57	454	9,389	6,512	0	1,356

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 自己資本の充実の状況

## ●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	17,193	—	26,122
10%	—	11,096	—	11,688
20%	56,977	13	62,577	14
35%	—	1,992	—	1,990
50%	9,716	6,873	16,024	5,332
75%	—	39,461	—	34,593
100%	4,710	34,807	3,475	35,566
150%	—	328	—	319
250%	—	11	—	194
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	71,405	111,778	82,078	115,822

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスク削減手法に関する事項

## ●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,166	980	—	—	—	—	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	447	422	—	—	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け	555	414	—	—	—	—	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	64	46	—	—	—	—	—	—
⑦ 3カ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧ 出資等	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨ その他	98	97	—	—	—	—	—	—

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。  
 3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

## 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

## ●貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	92	92	159	159
非 上 場 株 式 等	965	965	965	965
合 計	1,057	1,057	1,125	1,125

## ●売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	3	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

## ●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	△ 2	65

## ●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	—	—

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし



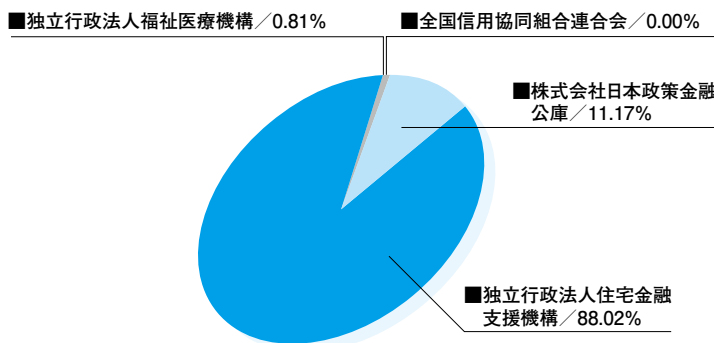
## その他業務

### 代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区分	令和元年度末	令和2年度末
全国信用協同組合連合会	1	0
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	180	180
独立行政法人住宅金融支援機構	1,741	1,418
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	14	13
その他	—	—
合計	1,938	1,611

### 令和2年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



### 国内為替取扱実績

(単位:件,百万円)

区分		令和元年度		令和2年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	77,710	90,155	70,849	96,898
	他の金融機関から	196,685	104,380	203,380	97,701
代金取立	他の金融機関向け	575	958	455	840
	他の金融機関から	2,022	3,164	1,458	2,303

## 個人情報保護宣言

当組合は、「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴い、個人情報の適切な取扱いに関する取組み方針として「個人情報保護宣言」を制定し、個人情報保護態勢の整備や職員に対する教育の実施等、個人情報保護の取組みに積極的に対応してまいります。

### —個人情報保護宣言—

当組合では、個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方に基きお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、この保護宣言については、その内容を適宜見直し、改善してまいります。当組合は、この保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより公表します。

#### 1. 個人情報等の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、別紙1の業務内容及び利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報等の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

#### 2. 個人情報等の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

- 預金口座の新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

#### 3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙2に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容を含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

#### 4. 個人データおよび個人番号の取扱いの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検等を行います。

- お客様にお送りするための書面の印刷又は発送に係る業務を外部に委託する場合

## 証券業務

### 公共債引受額

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
国債	—	—

(注)地方債、政府保証債は取り扱っておりません。

### 公共債窓販実績

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
国債・その他公共債	—	—

**索引** 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、\*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、\*\*印は「監督指針の要請」に基づく開示項目です。

■ ご あ い さ つ……………2	
【概況・組織】	
1. 事業方針……………2	
2. 事業の組織 *……………4	
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *……………4	
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *……………12	
5. 自動機器設置状況……………12	
6. 地区一覧……………12	
7. 組合員数……………4	
8. 当組合の子会社等……………12	
【主要事業内容】	
9. 主要な事業の内容 *……………11	
10. 信用組合の代理業者 *……………取扱いなし	
【業務に関する事項】	
11. 事業の概況 *……………3	
12. 経常収益 *……………18	
13. 経常利益 *……………18	
14. 当期純利益 *……………18	
15. 出資総額、出資総口数 *……………18	
16. 純資産額 *……………18	
17. 総資産額 *……………18	
18. 預金積金残高 *……………18	
19. 貸出金残高 *……………18	
20. 有価証券残高 *……………18	
21. 単体自己資本比率 *……………18	
22. 出資配当金 *……………18	
23. 常勤役員数 *……………18	
【主要業務に関する指標】	
24. 業務粗利益及び業務純益、コア業務純益等 *……………18	
25. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支 *……………18	
26. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 *……………21	
27. 受取利息、支払利息の増減 *……………18	
28. 役員取引の状況……………18	
29. その他業務収益の内訳……………21	
30. 経費の内訳……………18	
31. 総資産経常利益率 *……………21	
32. 総資産当期純利益率 *……………21	

#### 【預金に関する指標】

33. 預金種目別平均残高 *……………22
34. 預金者別預金残高……………22
35. 財形貯蓄残高……………22
36. 常勤役員1人当り預金残高……………21
37. 1店舗当り預金残高……………21
38. 定期預金種類別残高 *……………22

#### 【貸出金等に関する指標】

39. 貸出金種類別平均残高 *……………22
40. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見込額 *……………22
41. 貸出金金利区分別残高 *……………23
42. 貸出金用途別残高 *……………23
43. 貸出金業種別残高・構成比 *……………23
44. 預貸率(期末・期中平均) *……………21
45. 消費者ローン・住宅ローン残高……………23
46. 代理貸付残高の内訳……………30
47. 常勤役員1人当り貸出金残高……………21
48. 1店舗当り貸出金残高……………21

#### 【有価証券に関する指標】

49. 商品有価証券の種類別平均残高 *……………取扱いなし
50. 有価証券の種類別平均残高 *……………22
51. 有価証券種類別残存期間別残高 *……………23
52. 預証率(期末・期中平均) *……………21

#### 【経営管理体制に関する事項】

53. 法令等遵守の体制 *……………7
54. リスク管理体制 *……………6.25.26
自己資本の充実の状況 *……………27.28.29
55. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *……………12

#### 【財産の状況】

56. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書 *……………14.15.16.17
57. リスク管理債権及び同債権に対する保全額 *……………24
(1) 破綻先債権
(2) 延滞債権
(3) 3カ月以上延滞債権
(4) 貸出条件緩和債権
58. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 *……………24
59. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細) *……………19

60. 有価証券、金銭の信託等の評価 *……………20.21
61. オフバランス取引の状況……………21
62. 先物取引の時価情報(該当事項なし)21
63. オプション取引の時価情報……………取扱いなし
64. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *……………23
65. 貸出金償却の額 *……………23
66. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について *……………15
67. 会計監査人による監査 *……………15

#### 【その他の業務】

68. 内国為替取扱実績……………30
69. 公共債窓販実績……………30
70. 公共債引受額……………30
71. 手数料一覧……………11

#### 【その他】

72. トピックス……………9
73. 沿革・歩み……………4
74. 継続企業の前提の重要な疑義 *……………該当なし
75. 総代会について *……………5
76. 報酬体系について *……………7
77. 個人情報保護宣言……………30

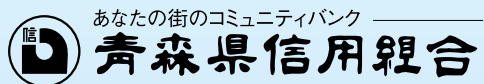
#### 【地域貢献に関する事項】

78. 地域に貢献する信用組合の経営姿勢 *……………8
79. 融資を通じた地域貢献 *……………8
80. 取引先への支援状況等 *……………8
81. 地域サービスの充実 *……………8
82. 文化的・社会的貢献に関する活動 *……………8
83. 金融円滑化への取組み……………9
84. 地域密着型金融への取組み *……………9
85. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 *……………10
86. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について *……………10

## ◆青森県信用組合 店舗マップ

令和3年6月30日現在





〒030-0843 青森市大字浜田字玉川207-1 TEL:017-739-7112 (大代)  
URL <https://www.aomoriken.shinkumi.co.jp/>